

長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第2 長野市（以下「本市」という。）は、令和4年4月に策定した「長野市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。また、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となることから、照明灯のLED化への対応が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、本市で管理する横断地下道照明灯、自由通路照明灯及びトンネル照明灯（以下「横断地下道等照明灯」という。）について、エネルギー効率の高いLED照明に更新することにより、温室効果ガス排出量削減、電気料金の削減を図る。

照明灯のLED化を経済的かつ効率的に実施するため、省エネルギーに関する診断、設計・施工等の包括的なサービスを行う「ESCO（Energy Service Company）事業」で実施するものである。

(契約の概要)

第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 事業の名称

長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業

(2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

本業務は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は本市が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し工事完了後に本市に対して対象設備の引き渡しを行うものとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 事業対象

本事業のLED化更新対象灯数は、1,837灯とする。

なお、横断地下道等照明灯の内訳は、別紙「長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業業務仕様書」のとおりとする。

(5) 事業内容

別紙「長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業業務仕様書」のとおりとする。

(6) 事業費の上限額

総事業費

240,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、事業費の上限額は、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

また、予算及び契約締結は議会の議決を要することから、これらの議決がない場合は契約として成立しない。

（プロポーザル方式を採用する理由及び選定方式）

第4 ESCO事業では、照明灯のLED化を経済的かつ効率的に実施するため、省エネルギーに関する診断、設計・施工等を包括的に行う必要がある。事業者には、実績や蓄積されたノウハウを有していることが求められ、価格のみで事業者を選定する競争入札は適さない。ESCO事業の実績と経験、的確な事業の履行体制を有する事業者からの提案を受けた上で契約する必要があることから、プロポーザル方式を採用する。

2 選定方式は、ESCO事業に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

（実施スケジュール）

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	日時等
①	実施の公告 （市ホームページで公開）	令和8年10月7日（水）
②	質疑の受付	令和8年10月7日（水）～令和8年10月15日（木） 午後3時まで
③	質疑に対する回答 （市ホームページで公開）	令和8年10月19日（月）
④	参加申請書の受付	令和8年10月26日（月）～令和8年11月6日（金） 午後4時まで
⑤	参加資格審査及び結果通知	令和8年11月13日（金）午後5時までに通知
⑥	企画提案書の受付	令和8年11月16日（月）～令和8年12月11日（金） 午後4時まで
⑦	プレゼンテーションの実施	令和8年12月21日（月）
⑧	優先交渉権者の決定、結果通知	令和8年12月23日（水）まで
⑨	詳細協議	令和9年1月上旬～中旬
⑩	仮契約	令和9年1月下旬予定
⑪	契約締結	令和9年3月下旬
⑫	現地調査・設備改修	契約締結日～令和10年3月

- 2 前項のスケジュールは、事業者選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第6 提案者に求められる資格要件は、次のとおりとする。

(1) 応募要件

ア 本業務を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を追う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。

オ グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員になることはできない。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の事業役割を兼務することができる。

(ア) 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続き及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を追う。

(イ) 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

(ウ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

(エ) その他の役割

上記(ア)～(ウ)のほか、必要な役割を担う。

イ グループで応募する場合は、企業間の役割に関する合意書など確実な執行体制が確認できる書類を提出すること。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 参加申請書及び資格確認書類により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。

なお、計測・検証については、官庁におけるESCO事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

計測検証の実施時期は引き渡し前とする。

ウ 事業役割を担う者は、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が同等以上（屋外照明灯LED化ESCO事業ギャランティード・セイビングス契約1,800灯以上）の契約を締結し、誠実に履行した実績（契約履行中のものを含む。）を有している者であること。なお、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。

エ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。ただし、下請契約の総額が4,500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。また、長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、「電気工事」に登録されており、市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びグループ構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 公告の日から企画提案書提出までの間に営業停止処分又は長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者と認められる者

キ 共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成になる者。

（質疑及び回答）

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式第1）を使用し、「第20 事務局」宛に電子メールで送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。電子メールの件名は、「【質問書送付】長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月15日（木）午後3時まで

(3) 回答方法

質問書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する

(4) 回答日

令和 8 年10月19日（月）まで

(5)その他

- ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。
- イ 共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。
- ウ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

(参加申請書の提出)

第 8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1)提出書類

- ア 参加申請書（様式第 2）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。
- イ グループ構成表（様式第 3）【グループで参加の場合のみ】
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割など）を明確にすること。
- ウ グループ構成員間での契約書又は覚書等【グループで参加の場合のみ】
- エ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの
- オ 商業登記簿謄本
現に効力を有する謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたもの
- カ 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、長野県が発行する法人事業税及び本市が発行する法人市民税の納税証明書（長野県及び長野市において課税が無い場合は、本店が所在する地方自治体が発行する納税証明書を提出すること。）
- キ 財務諸表
最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの
- ク 会社概要
A4判用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたもの
 - (ア) 企業概要（様式第 4 の 1）
 - (イ) 企業状況表（様式第 4 の 2）
 - (ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第 4 の 3）
 - (エ) 各役割の業務実績表（様式第 4 の 4）
 - (オ) ESC0事業関連事業実績一覧表（様式第 4 の 5）
- ケ 建設業の許可証明書の写し（施工役割を担う者のみ）
- コ 各有資格者免許証の写し
- ク(ウ)に記載した有資格技術職員のうち、各代表 1 名の資格者証（表・裏）の写し
- サ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 5）

※提出書類エ、オ、カ、キ、ク、コ、サは、グループで参加の場合は、構成員全てが提出すること。

(2) 提出期間

令和8年10月26日（月）～令和8年11月6日（金）午後4時まで（必着）

受付時間は、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第20 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期限を過ぎたものは、一切受け付けない。

（参加資格の審査及び結果通知）

第9 参加申請書を提出した者には、資格要件をすべて満たしているか否かを審査し、令和8年11月13日（金）午後5時までに参加申請書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知する。応募要件を満たした応募者には、併せて企画提案要請書を電子メールにて送付する。

（企画提案書の作成方法）

第10 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

ア サイズ：A4判用紙（縦）

イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）

ウ 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷

エ 文字ポイント：10.5ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）

オ ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。

カ ページ数：表紙及び目次を除き、50ページ以内とする。

キ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 体裁

ア 表紙

（ア）題名（「長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業企画提案書」）を記載

（イ）作成年月日（令和 年 月 日）を記載

（ウ）法人名称（共同企業体の場合は、代表者の法人名称）を記載し、押印（社

印) すること

(3) 作成書類

- ア 企画提案書提出届 (様式第7)
- イ 企画提案総括表 (様式第8の1～様式第8の3)
- ウ 事業資金計画書 (様式第9)
- エ 現地調査及び電力契約調査・照合に関する提案書 (様式第10)
- オ 使用機器提案書 (様式第11)
- カ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書 (様式第12)
- キ 業務工程計画 (様式第13)
- ケ 市内工事業者の活用に関する提案書 (様式第14)
- コ 引き渡し後の対応 (様式第15)
- サ その他独自の提案 (様式第16)

(4) 提案条件については、次のとおりとする。

- ア ギャランティード・セイビングス契約 (自己資金型) を実施すること。
- イ 事業費が上限額内であること。
- ウ 本市の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行すること。
- エ CO₂排出量の計算は、電力使用に伴うCO₂排出係数は、0.000459t-CO₂/kWhとし、CO₂排出に関する計算を行うこと。また、年間点灯時間は4,000時間とすること。
- オ 電気料金の計算は中部電力ミライズ株式会社が公表している令和8年6月単価の公衆街路灯Aの電灯料金、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金の単価を基に算出すること。なお需要家料金は1灯ごとに計上するものとして電気料金の削減の計算にあたっては公衆街路灯A契約のW数の編子による差額を基に算出すること。
- カ 「第5 実施スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、工事が完了するまで電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。

(企画提案書の提出)

第11 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数

書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを8部 (正本1部、副本7部) 提出すること。また、企画提案書をPDF形式で記録した電子媒体 (CD-Rなど) 1部を併せて提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 受付期間

令和8年11月16日（月）～令和8年12月11日（金）午後4時まで（必着）
受付時間は、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から午後4時までとする。

(4) 提出場所

「第20 事務局」へ提出する。

(5) その他

ア 1事業者又は共同企業体が複数の提案をすることは認めない。

イ 提出期限までに企画提案書の提出が無い場合は、辞退したものとみなす。

（提案内容の審査）

第12 提案内容の審査は次のとおり行う。

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めめるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時：令和8年12月21日（月）

（詳細な日時、会場、方法等については、各提案者へ別途通知する。）

イ 実施場所：長野市大字鶴賀緑町1613番地

ウ 提案時間：説明20分以内 選定委員による質疑10分程度

エ 参加人数：1者につき4名以内

オ Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を企画提案書に8部（正本1部、副本7部）を添付して提出すること。なお、プレゼンテーション用の資料については、企画提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。

カ プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては、原則参加者で用意すること。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市横断地下道等照明灯LED化ESCO事業選定委員会」において審査する。

ア 評価項目・配点：別表1のとおり

イ 評価基準：別表2のとおり

ウ 得点算出

(ア) 各選定委員の各評価項目における採点による得点（「配点」×「採点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記(イ)による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

エ 優先交渉権者の選定

最低基準点（最高得点の80%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

（審査結果の通知及び公表）

第13 審査結果は、参加申請書に記載したメールアドレス宛に電子メールで通知するとともに、次の事項を市ホームページにおいて公表する。

- (1) 事業名
- (2) 優先交渉者の名称
- (3) 全提案事業者の審査項目別評価点

第14 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第15 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(情報公開)

第16 提案者が本市へ提出した書類、選定経過及び結果等に関する情報公開については、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づき取扱うものとする。

(参加辞退)

第17 企画提案要請書を送付された応募者が参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日の前日である令和8年12月10日（木）午後5時までに提案辞退届（様式第6）を「第20 事務局」へ電子メールにて提出すること。

(その他)

第18 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第15の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第4の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者
- (6) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。
- (8) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(前払金について)

第19 前払金については契約額の40%以内とする、なお、前払いをする場合は、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184 号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を本市に寄託しなければならない。

(事務局)

第20 事務局は、次のとおり設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市建設部 維持課 調査施設担当（長野市役所第二庁舎6階）

担当者：駒村、鈴木

電話：026-224-7034（直通）

e-mail：iji@city.nagano.lg.jp

別表1 提案評価項目・配点表

区分	項目	No.	内容	内訳	配点
基本事項	事業遂行能力	1	本事業内容を遂行できる能力を有すると認められるか	20	40
	実績	2	ESCO事業の実績があり、確実な履行が見込まれるか	20	
経済性評価	事業費	3	提案額が少ないか	30	50
	削減効果	4	電気料金の削減が確実で、本市の利益額が大きいのか	20	
技術的評価	現地調査	5	調査方法について、高い精度が期待できるか	20	100
	施工計画	6	調査・施工等が期限内に完了できる計画になっているか	20	
	施工体制	7	近隣住民や交通への安全対策が十分なされているか	20	
	電力契約	8	市の管理情報と電力会社との契約情報の不整合を最小限とする提案がなされているか	20	
	灯具選定	9	照度、消費電力、耐久性などが優れている信頼性の高い製品であり、設置場所に応じた灯具選定がされているか	20	
環境的評価	環境への配慮	10	リサイクル及び破棄処分に係る計画が適正であるか	20	40
	省エネ効果	11	消費電力、電気料金、温室効果ガス排出量の削減量が大きく、計測・検証が適切であるか	20	
事業者提案	契約期間終了後の対応	12	契約期間終了後の対応について、具体的な提案があるか	30	70
	独自の提案	13	事業者独自の創造的な提案事項等が提案されているか	40	
合計				300	

別表 2 評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的	配点×0.6
標準より劣る	配点×0.4
標準よりさらに劣る	配点×0.2